

児童手当のごあんない

仙台市 R7. 12

児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を目的として支給される手当です。

出生や転入の際は、事由発生日の翌日から15日以内に申請をして下さい。

申請手続き

児童が生まれたときや、児童手当の受給者が他の市区町村から仙台市に転入したときは、仙台市の区役所・総合支所の申請窓口に「認定請求書」を提出し、申請してください。

- ◆児童手当は、原則として申請した月の翌月分から支給されます。
- ◆出生日や前住所地の転出予定日（事由発生日）が月末に近い場合、事由発生日の翌日から15日以内に申請すれば、事由発生日の翌月分から児童手当が支給されます。
- ◆郵送による申請の場合、認定請求書が窓口に到着した日が申請日となります。
- ◆公務員の方は、勤務先に申請してください。なお、雇用形態等により仙台市への申請が必要となる場合がありますので、必ず勤務先に確認してください。
- ◆勤務先が独立行政法人の方は、勤務先ではなく仙台市に申請してください。

【ご注意ください】

- ・「15日目」が閑庁日(土日、祝日等)の場合、次の開庁日が提出期限日となります。
- ・郵便局の取扱いの変更により、以前よりも普通郵便が届くまでの日数が長くなっています。
- ・大型連休や年末年始などは、申請窓口で手続きできる期間が通常より少なくなります。
- ・申請が遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

手続きに必要なもの

申請にあたり、次の書類を提出してください。なお、②～⑥は後日提出することも可能です。

【必ず提出する書類】

①認定請求書※¹

申請窓口に備え付けています。また、仙台市のホームページからダウンロードできます。

※¹認定請求書に請求者・配偶者のマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」もしくは「通知カード※²と運転免許証などの本人確認書類（顔写真付のもの）」を持参してください。

※²個人番号通知書ではありません。通知カードは、通知カードに記載されている氏名・住所などが、現在の住民票と一致しているものに限り、利用が可能です。

②請求者名義の金融機関口座がわかるもの（通帳やキャッシュカードの写し）

原則として配偶者や児童名義の口座へは振込みできません。

【該当者のみ提出が必要な書類】

③請求者の加入している健康保険の分かるものの写し（資格確認書、マイナポータルの医療保険の資格情報画面の写し等）

3歳未満の児童を養育している方のうち、仙台市が請求者の加入する年金情報を確認できない場合、提出が必要になります。なお、別途「年金加入証明」の提出をお願いする場合があります。

④申立書

養育する児童と別居している場合等に提出が必要です。

⑤監護相当・生計費の負担についての確認書

19歳になる年度から22歳年度末までの子を含めて3人以上の子を養育している場合、提出してください。

⑥その他必要書類

上記の他、申請する方の状況により追加で必要書類の提出をお願いする場合があります。

支給要件

【支給対象となる児童】

原則として、日本国内に居住する0歳から18歳になった年の年度末までの児童

【受給者】

次の①～⑤のいずれかに該当する、仙台市内に住民登録をしている方※³が受給者になります。

①支給対象となる児童の父または母のうち、児童の生計を維持する程度の高い方※^{4,5}

②支給対象となる児童の未成年後見人

③支給対象となる児童の父母が国外在住の場合に、父母に指定された方（父母指定者）

④支給対象となる児童を委託されている里親（申請の際に里親であることをお申し出ください）

⑤上記①～④以外で、支給対象となる児童を監護し、かつ生計を維持している方

※³ 住民登録のある外国人の方を含みます。

※⁴ 児童の父母（あるいは養育者）それぞれの所得を比較し、所得の高い方になります。（次頁参照）

※⁵ 離婚後または離婚協議中の父母が住民票上別居（別世帯）している場合については、児童と住民票上同居（同世帯）している方が受給者となります。

◆支給対象の児童が児童福祉施設に入所している場合は施設の設置者が、里親に委託されている場合には里親が受給者となります。

◆DV（配偶者からの暴力等）により他の市区町村に住民票を置いたまま仙台市に避難している方は、個別に申請窓口に相談してください。

支給日・支給額

【支給日】

仙台市では、原則として（偶数月）の15日に支給します。

支 給 月	10月	12月	2月	4月	6月	8月
支給対象の手当	8月・9月分	10月・11月分	12月・1月分	2月・3月分	4月・5月分	6月・7月分

◆15日が金融機関休業日の場合は、その前営業日になります。

◆仙台市から児童手当を受給している方の受給資格が、転出等により消滅した場合、消滅日の属する月分までの手当は、原則として消滅日の属する月の翌月以降に支給します。

【支給額】

支給対象となる児童1人あたりの1か月分の支給額は下表のとおりになります。

受給者区分	算定数・年齢区分		支給月額
一般受給者	第1子・第2子※ ⁶	3歳未満（3歳の誕生日まで）	15,000円
		3歳～18歳の年度末まで	10,000円
	第3子以降※ ⁶	0歳～18歳の年度末まで	30,000円
施設里親等受給者	3歳未満（3歳の誕生日まで）		15,000円
	3歳～18歳の年度末まで		10,000円

※⁶ 第1子、第2子などの考え方について

次に該当する子を、年齢の高い順に「第1子」、「第2子」、「第3子…」と数えます。

・請求者（受給者）が養育している、0歳～18歳の年度末までの子。

・請求者（受給者）が監護相当・生計費の負担（仕送り等）をしている、19歳になる年度から22歳の年度末までの子。

生計を維持する程度の比較に用いる所得額

児童の父母（あるいは養育者）のうち2人以上が支給対象児童を監護し、かつ生計を同じくするときには、児童の父母（あるいは養育者）それぞれの所得を比較し、所得の高い方（児童の生計を維持する程度の高い方）が受給者になります。

比較に用いる所得額は、下表の所得の合計です。

所得の種類	
・総所得 ※ ⁷	・先物取引に係る雑所得等
・退職所得	・特例適用利子等
・山林所得	・特例適用配当等
・土地等に係る事業所得等	・条約適用利子等
・長期譲渡所得（土地・建物等）	・条約適用配当等
・短期譲渡所得（土地・建物等）	

※⁷給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、譲渡所得（土地・建物等以外）の合計額。

届出が必要な場合

仙台市から児童手当を受給中の方は、次のような場合には区役所・総合支所の窓口に届出をしてください。

- ◆受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- ◆養育する児童が増えたとき、減ったとき（出生・養子縁組・養育しなくなった場合等）
- ◆受給者が仙台市外（国外含む）へ転出したとき、受給者が児童を監護しなくなったとき
- ◆受給者が婚姻したとき、離婚したとき、亡くなったとき
- ◆婚姻等により、児童の生計を維持する程度の高い方が変更になったとき、振込先口座の名義が変更になったとき
- ◆受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ◆3歳未満の児童を養育する受給者の加入する年金が変わったとき（例：国民年金⇒厚生年金）
- ◆児童が施設に入所したとき・施設から退所したとき
- ◆児童が里親に委託されたとき・里親への委託が終了したとき
- ◆児童を養育している方が父母指定者に指定されたとき、指定した父母が帰国したとき
- ◆児童を養育している方が未成年後見人になったとき、受給者が未成年後見人でなくなったとき
- ◆離婚協議中であり、現受給者と配偶者・お子様が別居していて、お子様と同居している保護者（配偶者）の方が児童手当を申請するとき（一定の要件を満たした場合、申請できます）
- ◆離婚協議中で児童と同居している父母として認定されていた方で、離婚が成立したとき
- ◆離婚協議中で児童と同居している父母として認定されていた方で、離婚協議を取りやめたとき
- ◆第3子以降の加算を受けており、19歳になる年度から22歳年度末までの子について、監護担当・生計費の負担に係る状況に変更が生じたとき（仕送りをしなくなった場合等）

※上記のほか、申請する方の状況により届出が必要となる場合があります。

※届出が遅れると、手当を受給できなくなる場合や過払いにより返還していただく場合があります。

※受給者が仙台市から他の市区町村へ転出する場合、転出予定日の翌日から起算して15日以内に、転出先の市区町村で申請をしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

届出に必要な様式は申請窓口に備え付けているほか、
ホームページからダウンロードできます。

仙台市児童手当ホームページ



現況届

児童手当制度では、現況届（毎年6月1日における状況を記載する届出書）を提出していただくことで、毎年の受給資格について確認をしています。

仙台市で6月1日の状況を確認できる場合、現況届の提出が不要になります。ただし、現況届の提出が必要な方には、仙台市から6月中旬頃にご案内を発送します。

【現況届の提出が必要な場合の例】

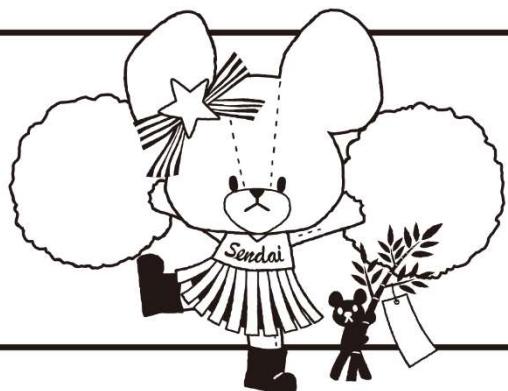
- ◆DV（配偶者からの暴力等）により、住民票の住所地が仙台市と異なる方
- ◆戸籍や住民票がない児童（無戸籍児童）を養育する方
- ◆離婚協議中で配偶者と別居している方
- ◆法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ◆19歳になる年度から22歳年度末までの子を含めた、3人以上の子を養育しており、19歳になる年度から22歳年度末まで子の進路が進学以外（就職、無職等）の方
- ◆その他、仙台市から提出のご案内があった方

申請・届出・お問い合わせ窓口（ご不明な点は、下記までお問い合わせください。）

担当窓口	住所	代表電話番号
青葉区役所	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
宮城野区役所	〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所	〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所	〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111
宮城総合支所 保健福祉課保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111
秋保総合支所 保健福祉課福祉係	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111

よくあるご質問をホームページに掲載しています。

児童手当<よくある質問>



ジャッキーは仙台での子育てを
応援しています
子育てが楽しいまち・仙台

くまのがっこう ©BN